燕石録　八

内閣文庫
和書
類 三五六二八 號
冊 八
二一三函 一九〇架

内閣文庫
番號 和 35628
冊數 8 (8)
函號 213 135

国立公文書館
National Archives of Japan

燕石録

八

燕石録
八

燕石録巻之八 没後輯録

衣手之記
東照神君御願書
林祭酒剃髪
甲源記
御三家
尾石誌
鰲蓬集説
湯岐温泉國産

伽餓奈倍氐

珥比麼利莬玖波塢須擬氐異玖用加祢莬流

秉燭者歌曰

伽餓奈倍氐用珥波虛々能用比珥波苔塢伽塢

林諸鳥ヵ紀記歌集に如此解しされどかゝな
めてと云事を真淵の説にカツカヘテと云事
也と云屈並てと文字を植ふるを指と極めて
日数をかぞふると云なりされども二説なるに
非也本居翁の説玉勝間にハ箇々並而まて箇
箇ハすなはち幾箇日なと云箇也俗にいへる

日く並へテと云ふ也加餓奈倍氐古事記に伽
賀那倍弖カヽナベテとよむべしナメテとよ
むへりしに　事蹟襍纂八

泉ヶ森

風土記曰久慈郡密筑里村中浄泉俗大井浴冬温
湧流成川夏暑之時遠迩郷里酒肴齎賚男女會集
休遊飲樂其東南臨海濱西北帯山野
秀按密筑里ハ今の水木村なり俗大井浴冬温
ハ俗曰大井夏冷冬温とよむへきを曰夏の二
字を脱し冷を浴と誤寫せしなるへし
常陸國誌曰三日原和訓美加乃波良在多珂郡森
山邑東一作甕原方言相近土人曰其有甕原號訛
傳曰歌書所謂甕原即此原也非也歌書所謂甕原

乃在山城國
秀按ニ森山村ハ水本村ニ隣ル國誌卅下ニ太
平記大全を引て源顕家と佐竹義敦三日原ニ
戦ふしを載すれども大全ハ偽造の書なれバ
證とすへからず
又按ニ國誌ニ森山村とあれど今ニ水本村の
地なり廻り二十間餘清泉地中より涌出る人
聲すれバときハ涌くこと沸騰し八九寸或ハ壱尺ニ
至る故ニ觀る人誠[試]ニ涌すらしと呼て地を蹈
とき白砂とともニわき出るなり故ニわきさて涌

るハ泉川といふ古歌ニよりて泉森と名けし
なりとぞいへり
栗田維良曰俗説残編四十二巻ニ常陸國三日
原の東ニ出水(イツミ)河あり活水究なり人馬の聲を
きけバ涌く沸湯の如しと云今按ニこのたぐ
ひ多し東言要玄曰南京鳳陽府咄泉壽州人至
大叫大湧小叫小湧　之則湧彌甚潛確類書曰
西寧衛有泉聞人足音即湧とみえたり利

随分附村

随分附村ハ茨城郡ニありナムサツケト訓ス土
人其義を知らず

栗田維良曰朗詠集白楽天の詩ニ随分管絃還
自足等閑篇詠被人知とあり又白詩選ニ見え
（随分占風煙と句もあり、契沖和字正濫ニ）
ニ等閑栽樹木随分ノ二字をナツサクトよミ
て白氏文集ニありと記せり朗詠集ニ引ける
も出所ハ同しき也随分トよミつらねし随分ト
訓セしと誤り写せしニハあらぬや白氏ハ本
なれハなり

大櫛

風土記曰那賀郡平津驛家西一二里有岡名曰大櫛上古有人体極長大身居丘壟之手採蜃食之其所食貝積聚成岡時人不朽之義今謂大櫛之岡其践跡長三十餘歩廣廿餘歩尿穴住可廿餘歩許

秀按ニ平津驛ハ今の茨城郡平戸村大櫛ハ同郡大串村なり舊大櫛ニ作ると云ふ践跡といふもの今の東前の池といふなるへし

栗田維良曰大串土人の説ニ昔此邊ニ大人有リダイダホウシといふ仙波湖ハ其の跡なり

と風土記にいへる仙坡の說も一槩にはいひかたきにや

藻島驛

風土記曰多珂郡郡南三十里三十里一作可里藻島驛家東南濱碁子色如珠玉所謂常陸國所有麄碁子唯是濱耳

秀按今の伊師濱村伊師町村伊師本郷村なと一村の地なりしといふ或曰藻島驛思ふくは此所なるへし

粟田維良曰多珂郡に天然碁石と出る所ありと云ふ常陸白那智黒として世に稱する石也

秀按助川村に白石といふ地ありて白石と出る

海濱塩際山の邊にある古跡なりと云傳ふ或
ハ此れならん歟

焼山關

今昔物語惟異部云今ハ昔近衛舍人なりし歌をよ
くうたひけり或時相撲使にて東國に下りけるに
陸奥より常陸へ越る山を焼山関とて深き山なり
其山を通るとて馬眠をしてきひしかりけれバ
泥障を拍子にうちて常陸歌を二三返うたひけ
りと云々

栗田維良曰赤水常に遺ゆに焼山関の説あり
此本に三代實録に焼谷塞の事あり石川氏な
る人の説に云焼山實今濟田と云へる邊にあり

○字訓本書き元あれとも焼谷塞ハ奥かあるよしなり△

る山なるらん富士山常に燃て煙たつ故に名つけたるなり　事蹟雑纂

田ぶせ

万葉代匠記曰田ふせとは田坂中なるふせ屋なりかれのいほの葦の中ら屋形といふに同しきも也第十六なるにすいたふせ此かしこにとれる亭の注にいふ田盧者多夫世也第五にハふせいほのすけいはとしとなめる林氏多識篇におたふせとよむ中ハ志くさうきろしえへしたのいほりとよめる也

新治郡田伏村ありて名くるゆへと知るさなりしかし富士代匠記にいふ所にふりきかすふたふせ

これ田盧の義にして田伏とは假字たがへりとみえん
さて此にも古館と云所に住し孫兵衛といへる小
田天庵の家臣なりしと云傳ふ田伏柏崎の孫
澤白鳥玉取三ヶ村を領せりと云ふ寶傳寺
に藏の古牌に寶傳道參大居士應永三年丙子
二月十五日とあり此世にありし時は誰某と
いひけんや知られず其後天正中に田伏次郎右
衛門といひし作兵氏に藏する其子孫田伏五左衛門
とやせしか今は絶なりと椽に小田天庵の家
臣なりしと云傳へし田伏次郎右衛門の子孫へ

し天庵殘放れしに及ひて此次郎右衛門も滅し
とみえへるにや又柏崎村は孝長の家臣たる安食村
の内と古割井こあれは田伏の領知なりしと云ふ
もおぼつかなし

八田部　軽部

古事記曰大雀命(仁徳)為八田若郎女之御名代定八田部也

又曰男淺津間若子宿祢命(允恭)為木梨之軽太子御名代定軽部

按に今茨城郡に谷田部村てふ里と新治郡に上下軽部村てふ里あれバ此御名代の遺れるにていと古き地名と云へつべし古事記に國々に至れしとありけるも今國々に足りるの地名遺きたる多くあれどもひとつもなきの御名

代と知らすへきをゆらなり

白壁郡

白壁郡風土記ニ見えたり
栗田維良曰後真壁郡と改む桓武天皇を白壁
皇子と申けるをもはゞかりて白壁郡とせる
とみれは天皇の御字出来しものゝ然れ
とも確なしと儒者たちの考なり

きんこの関

義経記巻一ニ牛若麿みちのくへと云ふハいつれとひろき國なりと問ひ給へハ大きの國ニさふらうひたちの國とみちのくニの堺をきんこの関と云ひ出羽と奥州の堺をなきん関と申出中五十四郡と申ハ札なる云々

栗田俊良曰義経記評判ニきんこの関ハ常州大ぬりやと中の宿との間ニありとかや桜きんこの関ハ今の赤田元いかしへたここの相ニ関ありしと又石田村蕎麦良品なり毎ニきん

こそはといふなるを
香櫻ふこの君田との考ふるもなるへきことなな
れど君田は山中にあれば古へ法來の道筋な（あ）
るへきにもあらすおもほゆれは猶古へ句來の驛
なましは出にて標なき法來の道筋なりと句しこと
田與清の末なりしゆゑなるを語せしに句來驛の
なるさは陸奥の菊田郡なるへしと法きくすとい
らむときゝしと写しなやすかるしかものなん
りし説ならなるへし

橘のした吹し風

橘乃下吹し風をかくいひしつくはの出ところをあはれめる
萬葉の歌なり栗田維良曰この歌を或人解し
て曰橘の下ふく風とはかくいひしこといと
んまきの序語にてなかんの意味もなししまの歌
を以て筑波に橘ありしといふ證なりなど云の
説非なり橘の下ふく風とはけにも序語なる
見えたるものなれはいつけるよしもなしと覚
へ侍るのうへ橘をあたしと云ははやまれり
證は日本紀國風土記常陸筑波の条に筑波郡

貢紵杉柏橿橘柚香橙葡萄香蕈茈胡茯苓松麥
芍藥桑麻綾絹鵜鶘鷺鴎鱒鮭鮎鯇等又出駿馬
と見ゆるハ此書に記せる所ハ外にも例ありし風
土記残篇行方の条に橘樹生之とあり又鹿島
の条にも蒔橘とよんでハ今も猶常陸島より
産は味ひて佳也土地遼狭にして出は和多うる
さるのこ
秀按此等可為証されど常陸國風土記にしすん
きものに依りては残篇のことを引て為すべし

茨城

風土記曰茨城郡古老云昔在國栖山之佐伯野之佐伯普置堀土窟常穴居有人來則入窟而竄之其人去更出郊以遊之狼性梟情鼠窺掠盗無彼招慰彌阻風俗他此時大臣族黒坂命同候出遊之時以茨蕀塞絶穴内即縱騎兵急令逐迫佐伯等如常欲走而歸則土窟盡茨蕀衝之害疾死散故取茨蕀以著縣名　註曰國巣(クス)俗語都知久母(ツチクモ)又云夜都賀波(ヤツカハ)岐(キ)

栗田維良曰筑波山のあたりに鬼(うこ)越(コヘ)山と云あ

其土俗の説に曰この山にはむかし大なる岩洞多
し昔この洞に賊多く住て財をうばひ人を
殺なとして放蕩を恣にしけるを時の主これ
をにくみて岩洞の口にこと〴〵く茨荊を積ミ
てこれに火をつけしかハ鬼とも悉く爛死せ
故にこの所を鬼城山と云ふ也今按にこの事
風土記に符合せり但此の山今ハ窪屋郡に属せ
といへども上代ハこの地淡採郡なり孝德天
皇の御宇十一郡にさためせ給ひし時窪屋
郡の郡内に入れられしかハ今の郡に合せる

古郡に合説とすへし國巣土蜘なと巣居穴處
せるものゝ類をさへていふ也八掬脛ハ一人
の名なりと見えしかこの注によれハ山賊な
とをいへる凡ての称と見えたり山すみなと
も大かたハ身体魁梧なるものゝ故にかくいへ
るなるへし釋日本紀土蜘蛛の注に此人恒居
穴中故賜賤號曰土蜘蛛と見えたり又國巣の
事ハ應神紀に夫國樔者其為人甚淳朴也毎取
山菓食亦煮蝦蟇為上味居于吉野河上と見へ
たり

阿多可奈湖

風土記曰北那珂香島堺阿多可奈湖云々
粟田維良曰あこの奈湖日沼浦の事也藤田一
正の説として曰ゆこりなるなの日沼なりとぞ南
西に村里處々ありてはなれたる常陸の大海なりと
そこに夏箕村ありといふに箕を借り字にて夏
海の意なりされはあつかなも暖の字の意にて
あたゝかなるしといふをなまりへしみ按この避寒
田と云ふはあつま風土記に出つあつかなに寫
せるなるにあらずや

十三塚

筑坡に於て

按筑前続風土記曰凡十三塚ハ他國にも有大和國立田城の山上にも十三塚於て前に俗に立田越といふなるもしりて十三城と云或人曰十三塚ハ院くして近古の風俗に佛を信して冥福を祈るに志る父母の死する後三日より初りて十三年忌まてを法事と行ふ度ことに塚を一宛築く三日七日二七日三七日四七日五七日六七日七七日百ヶ日一周忌三年忌七年忌十三年忌

凡十三度に十三塚をつけ又十三佛にあてらる
則ち云此塚の内にまた仏経の文なと僧にかゝ
せてうつしし也 法說なとも有へし

遠江國周智郡小國神社所藏

東照神君御願書

夫以當社小國大明神者　欽明天皇十六年春二月出現于這所以来累代聖主寶祚朝廷鎮護聖神也為守國家永久垂跡於東海之邊域也然則今當於人皇百有七代御宇世既覃澆渚瑞鳳不到祥麟不出人心不淳姦邪並起四夷舉兵革八荒動干戈更不聽理世安民之政矣家康苟為八幡太郎義家爪菰受生於弓馬家僅箕裘之業以来遠悔先祖斷絶近憂近世擾乱願欲興　帝都之衰微重治國

家擾乱致君於堯舜救民於塗炭之外非素懐歟故
不置心於一日片時泰山安造次於是顛沛亦之焉
尓今于玆武田晴信起甲州國内振威於隣國犯近
里遠境被〔破〕却神社焼散民屋任吾意而不敬叡慮
不用武命妖孽居諸盛也葛藟相連無奈之何者也
两葉不去却用斧柯今既及強大畢彼多勢而将駿
甲信上之兵予無勢而司遠三二國之士寔以寡對
衆以弱向強敢非憑　當社之神力争得勝之乎仰
冀神力垂納受於駿甲之間速戮誅凶徒於目撃裏
矣故捧一腰之吹毛以類漢皇之剣斂者也今此擧

義兵全非所致私用継絶世為興廢民也於于玆玄
鑑莫誤仍願書如件

元亀三壬申稔九月二十二日　源家康敬白

竊按元亀三年ノ明年天正元年晴信於城外横死

按遠州周智郡小國神社者神名式内也後称一宮在一宮村神封
七百石元亀年間神主鈴木豊前守重勝為神君有忠節賜御鎧子
孫傳領云々

文政十一年六月二十三日就鈴木重勝後〔孫〕弾正某謹拝寫畢可秘
伴信友　可秘

天保三年五月十八日以竹内建男珍蔵之本謹拝寫訖　猿渡容盛

天保四年二月訪猿渡氏應求講書時請容盛得謹藏之
鶴峯戊申

天保十年己亥八月両野新治傳借寫秀按此書頗
疑ハシ當時信玄トスヘキヲ晴信ト書ス心得
カタシ昆陽漫錄曰先年命ヲ承テ諸國ヲメクリ
テ古書ヲ求ム甲信ノ内ニ信玄ノ願書甚タ多シ
信玄ノ武モ猶カクノ如シ遠三州ハ神祖勃興
ノ地ナレトモ一章モコレナシ誠ニ神祖ノ大徳
古今ニスクレ給コレ知ヘシトアリコレニテモ
真物ナラスト知ルヘシ

讀耕齋年譜曰正保三年丙戌請二十三歳十二月
八日元老酒井忠勝執政阿部忠秋寄書於先考曰
大君有命急召石近明日可携之登營且有命曰宜
隨國俗剃其髮先考以書示之請驚憂黙然恕諭說
之猶未肯答先妣亦告戒之請乎伏垂淚先考起座
謂靖曰汝平素之志我亦能知之故不憚時世以過
數年今鈞命如此無奈之何我憐汝不遂志然汝何
不察我意哉且斷髮者我亦所不願也然昔仕官之
初因神君之命如此恕亦受元老之旨既薙其髮
汝雖縦執拗然官事無監強聽時俗則於我苟安而

已嗚呼汝共念茲其言未畢落涙行々先妣亦泣恕復告諭之曰御志舉世知之令事執既迫雖綴登營祝髮然大隠之迹何不僂之乎丈夫之志何可變之乎於是靖舉首謹啓考妣曰平日之志至此而廢然為人之子何違嚴命哉先考曰可也先妣色解遂不得已而祝髮改俗稱右近以號春德
明暦二年官命授靖法眼位夫法印法眼本是僧位也其後醫士無髮而候官家者叙之遂為派例士林老而致仕者亦或叙之先考及東舟叙之亦是准焉
先考嘗作文辨之

甲源記

甲源記又甲源録トモアリ額賀新十郎ノ家ノ秘本ニテ門外不出ノ書ノヨシナレトモ垂統大記ノヿニヨリ借閲スルヿヲ得タリ其書ハ卦ヲ以テ巻ヲ分タレド兌離ノ二巻カケタリ武田氏ノ事ヲ記シテ貞純親王ニ始マリ勝頼滅ヒ終レリ全書甲陽軍鑑ニ本ツキ編年ニ書ナセリト見ユ今川義元公武田晴信公勝頼公ト書シ恐多クモ東照宮ノ事ヲ書ノ松平蔵人元康ハ其先九下ノ者ニノ参州松平ノ郷太郎左衞門トイヘル農氏

ナリ祖父清康ヵ時ニ至ツテ参河半國手ニ入レ
ト書シ其後ニ至ツテハ家康々々ト書シタリ盖
信友ト云ヘル信虎ノ駿河ニテ生メル子ヲ額賀
ノ祖トメ其人ノ美ヲ飾ラントセシモノナリ天
文二十三年正月駿府ニ於テ五郎殿元服上野介
信友ト稱スト云ヨリ駿府ニ在リテ甲斐ノ滅ン
トスルヲ歎キ小田原ニ在テ甲斐滅一族ノ死セ
サルヲ歎キ復仇ノ念アリテ果サス憂憤メ其徒
六七人ト東國ニ下ル氏政コレヲ聞キ信友ノ為
ニ騎兵五十餘人歩卒二百人従ヘ糧食ヲ贈ル注

ニ信友ノ事額賀系ニアルト云ニ終レリ表紙ニ
額賀隼人信定公御墓玉造村一貫寺ニ御イハイ
有之事ト見ヘタリ昌秀嘗テ佐野氏蔵本武田系
圖ヲ見ルニ信友ノ三子勝千代名ナシ武田右馬允
信真武田隼人信定トアリ信友信真父子千葉介
邦胤ニ属シ常州小堤ニ死ストアリコノ系ニ見
ヘタル隼人信定ナルベシ玉造村ニ額賀氏アル
ト覺ユ猶尋ヌベシ　丁酉十二月十八日記
此手書殘居候ハヽ先祖之儀も尋之承度候
由之御下殘策出難取尋も得とハ相見不申候旨

御家傳ハ載籍ニも一向見え不申候ニ付前段一
疑ハしく存候ニ付年来譜牒等も熟覧仕候所右様
及ひ候ハ手あまり申候 遂ニ私先祖ハ甲州亡人ニ而
神君ニ召出され其節ハ而小保家ニ属候ハ其以後を
千葉氏ニ段々家食總州ニ住夫ヨリ常州ニ在城千
葉一族額賀某ともに亡し其旧地ニ被居住皆額賀
左京亮ト名乗申候ハ其子孫本名ニ復り申候ハ者
も有之候ハ右ニ左京亮ハ程なく千葉邦亂ニ而為ニ
討亡されて申候其後ハ額賀居住ニ候ハ之つく末年（コレヨリ後ハ農人ともなり申候）
数ニ而其後ハ私祖父 伯父 實ハ 平十郎儀ハ

義朝ニ忠臣とハ以武田と名乗申候ハ其然ゆ何程ニ
存寄ニ而候ハ前武ノ字竹ノ字ニ皆相改申候由
ニ而候ハ其元私先祖ハ昔より額賀ニ而候ハ右
其後ハ額賀ハ千葉氏族ニ而其節及申候譜牒も有
火ニ類焼ニ付他人ニ候ニ預置申候所其先生候ハ
下入申候処相議十郎没後以来宗門ニ混雑ニ而恐者
御は中山新左衛門ニ申者来及申候 其文書ニ
得得而往候 先日も其迄遣ニ記録等ニ候ニ而
家譜ニ其事柄ニ付戯言申候ハ入而候ハ
遠からし也からしハあらんなのさし世とくハ常陸の

去ての山ケ川

黒かりにお尋ねハ付みくや城ハ
こ明かりと蔭東ろ水の細き道ハ言ふ間へさ
不ぶりきこそもとす

右一冥ミ斜まもて右衆参と入る後ハヶ大中てんかけ
二月廿日　立原甚五郎様　額賀新十郎
右翠軒先生遺書中ニアリ注ニ附記ス

御三家

武家諌懲記附録曰尾張紀伊ノ両家ハ鳥ノ両翼ノ如クニ将軍家ヲ輔佐スヘシトアツテ是ヲ御三家ト称セリ其後頼房卿御出生マシマシテ准三家ト称セリ

南龍公言行録曰御父ヲ云神君頼宣卿ノ尋常ナラス御器量ヲ御覧シツケ御寵愛浅カラスメ　台徳院様ヘモ尾張義直ト頼宣ヲハ天下ノ左右ノ國ト思ハレヘキ旨堅ク御遺言タルニヨリ御旗本ト尾紀ハ三家ト称シ三家一体ノ御高家タリ

創業記巻七曰慶長十五年三月五日　将軍家駿府
御立江戸へ下向也　大御所ノ玉フハ右兵衛主
常陸主儀頼思間　大御所逝去之後別而可被引
立由也　将軍家哀ニ思給歟其日路次中落涙迄
也總而此比西國大名共ニ御對面ノ時何レモヘ
如此ノ玉フ

駿府政事録

慶長十六年八月二日宰相殿義俊中将殿頼宣四位少将殿鶴君渡御藤堂和泉守高虎亭ニ

十七年四月十九日安藤對馬守御使節トノ参着ス是ハ今度駿府御在府中宰相殿中将殿少将殿御成長ノ程御覧ノ上又投頭巾御茶入御領納ニ付キ両様𪜈ニ御喜悦斜ナラス是ニ因テ右ノ御使節ト云

六月十六日御嘉定午刻南殿ノ御上壇ニ出御アル宰相殿中将殿少将殿同ク相随フ

此下猶多クアルベケレ𪜈抄セス
元和二年正月朔日
将軍家出御于御白書院尾張中納言義直卿遠江
中納言頼宣卿水戸少将頼房卿出座御禮次ニ越
後中将忠直卿次ニ加賀少将利常御禮次池田利
隆御禮其後御譜代大名ーー

一御三家様と申上候事中世上ニ而自然と申上な
らし候事ニ而有之哉又ハ御儀右様御定メ被遊
候事ニ而有之哉御内々ニ而承知仕度尤之御
下候而も御付及異考有之御儀ニ御座候ハヽ
見當り不申候得共先見當り申候分左ニ申上
候尚又此上も付候ニ付候ハヽ書付を以可申上候
一尾州紀州水戸是を御三家と云
一御白書院ニおいて　公方様御装束御太刀
御叙　大納言様御装束　出御御先立　月番御老中勤之
御上段ニ御着座被遊候時ニ尾張殿紀伊殿水戸殿

松平加賀守 松平相模守 松平兵部大輔 松平越
後守右御三家之順ニ而出座 以上安中秘策
右ハ有徳院様御代ノ御次第書
一 御代替りニ而御三家何レも十年ツヽ江戸詰
之儀被仰付候由
一 於日光 權現様御寶塔の石上りし節御三家
登城尾張西相御前ニてか中ヨリ御寶塔之儀
付損有之ニ付申候処御一己修復之儀被仰候ハヽ
其方共ニ被成候哉 上ニも御先祖ニて候
云々
一 大きなる御用之節ハ御三家又ハ井伊掃部頭
保科肥後守松平下総守ニ被仰出候
一 御三家御礼日登城ソツも御目覚遅時ニより
八ツ過迄御待被遊候事も有之候ニ退出て被成候
其上意ニて御菓子御吸物被仰付出し候
一 島原ニて百姓徒党一揆時ニ達 上聞早速
板倉内膳正上使ニ被仰付石谷十蔵為御目付
被差遣候由被仰出候処大久保彦左衛門并善
左衛門を召以先中御尋云々彦左衛門曰御三
家之内御壱人上使として被遣御目付ニ加賀

守堀田伊豆守松平なとき老中にて万事御添えのと
ころ申候

一千代姫君尾州ヘ御婚礼ニ付右御縁ニ而三家之
様

一明ケ御加勢を請候ニ付御思案之上ニ而御三
家様御相談御前へ被召出御相談有之候由云々
以上寛
永小説

一寛永三年丙寅秋 台徳院様大猷院様御上洛
二条ニ御様ハ御年也天下ノ諸大名辻固一万
石ニ而口如何程と割付有之ニ而御役御三家ハ

家光二条御様

請取 大納言 御縁

一御様御目見御三家四品已上一万石已上ノ大
名スミニテ御役獨礼云々 寛永四年

一御三家ハ道中ニテモ鳥ヲ御打被遊候事自由
也 正保以上中村筆記

一常憲院様御代或時水戸源義公阿部豊後守殿
御執成ニ而ハ被思召古来ゟ御三家ヘ旗本衆
中ニ而足軽召懐ニ而衆候御ゟ御遠慮之にて
御三家の内ニも御常家ニおゐて御親密ニ付出
入之衆中数多ニて日往候御召置ニ而被遊遊候中ニ

中ニ而得て　源義公御進筋ニ物語ニ通為而
御聴ニ達シ御存シ之事也三家の内尾州紀州ハ恭
勅交代有之也水戸ハ国近ク是ハ御暇ニ而ナレ下
ル先ハ其ノ急ノ時ハ何時ニ而モ御先キニテ仰付
江戸表御披ニ御宋万歳との　大猷院様上意也
云々　西山遺事

一　寛永六年
三月六日御三家御連枝様方加賀守殿せし様ニ
て御目見ニ而仰付ルも今日天下ノ政道ニ一家
様中ニ存ヨリニ而仰上様ニとの御意ナリ殊ニ
御三家ハ

神君ニ御来ノ事奇ク水戸殿ハ老人ノ事ナリ故
而下中上との事也　中村筆記

一　享保十三年日光御社参ノ時　公儀より御渡りハ
御次第書ニ御三卿とも御三家とも有之ハ　今
日三卿ノ事
ニ時ナリ

一　三家ノ家中文書ニ非ス之ヒ中ハ八
有徳院様御代ハしニ而御中ハ先ハ　又味方も
御座ハ

右概見書抜入御覧中ハ大凡
神君ニ御来ニ而御中ニ要ニ而

台徳院様御代比ニ定リ候事ニ而諸家申候様ニ被
候事尚又営中ニ而ハ一所ニ上下候事ニ定之ト付候
ハヽ兼知被成度存候事

七月九日　　　　廣生拝

小宮山様

姓氏録云素佐能雄命六世孫大國主神亦名大穴牟遲神亦名葦原色許神亦名八千矛神亦名宇都志國玉神

古事記上巻云大穴牟遲神見其莵言何由汝泣伏莵荅言僕在於岐島雖欲度此地無度由故欺海和迩和迩捕我悉剥我衣服因此泣患者先行八十神之命以誨告浴海鹽當風伏故為如教者我身悉傷於是大穴牟遲神教告其莵今急往此水門以水洗汝身即取其水門之蒲黄敷散而輾轉其上者汝身如本膚必差故為如教其身如本也此稲羽之素莵

者也
亦鳴鏑射入大野之中。令採其矢故（大穴牟遅神）入其野
時即以火廻焼其野。於是不知所出之間鼠来云内
者富良富良外者須須夫夫如此言。故蹈其處者落
隠入之間火者焼廻尒其鼠咋持其鳴鏑出来而奉
也

尾石先生誌

鯥蓬集説自序

おのれみハ。深く考ものしらず。かきなべず。且は
おハあつきやとみにおきすて。奉れるなきをへに
請ひて序跋なしといふもの。添べき事はかしこまり
思ひも。よしはりき。おのはあれど。かしこき御の
下りのよしなりの。文と書なりあり素しと。ひとつ
ふみ清。あきハ拙れどしも。ふさはしに。お庭りぬ
るも。本意なきわざにも覚なべりめり。其まゝし
見のことハ。首に冠らせし序となし。みのちぬとも。
尾に添て跋となし。やりて花と満きとハなし候。

さて表を。ひさへの。そしの。ひさへあたるこしと茂。あく
物許のうへ。さくじあそするわさと。みちの川乃。人
こ木。をしあぬへき。乗なれと。浦まふは。その由色
よし。様阿たまふ人とも。あれハ。足世落居す様とう
ふ。た忘すある為さ。ためおしとて乃。ねさすふ不拜。
天保六年ゟ酉月十日あまり　七日　紀時紀

別段之通御用人衆より御魚ケ在之候而御出達可ゟ
御魚ハ儀ニを在所差出國ニ而罷出じきし中
所さん併ハそのも在之候故八百屋御料理茶屋等
ニ者案外右様ニ而仰者こものも不在之候而買尚
み廣く御魚ケ雑店ハものも有之候ハヽ御領中
ニ而せ候ハ猶知まてとも中出しハ相達
八月九日
漢名鱅蓬　和名ハママツ　ヲカミル
沢もの湊倉七里濱沙中ニ多く在之候御國ニ而
ハヲカヒニキと申ハ葉有トヽ小実アリ莇ケハ直

ニ生スアクナク毒ナシ菜トシ可食モカミルノ
儀ニ付古ニ廻ミニ而魚ケ有之候間早々申達
八月十一日
ともかみる江戸表ゟ貴君の御尋ハ海索麺ト唱
ル由ニ事

時純考ルニ海索麺ト云ハ疑クハ別品ナルヘキ歟沙中ニ生スルヲ海ト名号スルハ謂ハ無シ海索麺ノ漢名別ニ在シトハ覚ユ近日可贅也
蘭山先生ハ海索麺ノ漢名未詳ト云リ

鰛蓬集說

救荒本草所載

岩田時純謹録

鰛

蓬

鹹蓬 一名塩蓬生水傍下濕地茎似落藜亦有線傍葉似蓬而肥壯比蓬葉亦稀疎茎葉間結青子極細小其葉味微鹹性微寒

救飢 採苗葉煠熟水浸去鹹味淘洗淨油塩調食

長松 本草綱目記聞曰未詳充松菜非也松菜救荒本草所謂鹹蓬是也

鹹蓬 エツナ海邊ニアルモノ濱松ト云京ニテ栽レハアルモノナリ高三四尺葉ハ細ク松ノ如シ一寸四リニシテ深緑色ナリ 小野蘭山先生説

松菜 物品目録後編曰苗高五七寸非蔓而延地葉似雌松而柔又似杉菜三四五月淪和酢或入羹中食味淡甘脆美秋開黄花五瓣極小結子黒色

本草彙草部邪蒿是乎

松菜 常陸物産志曰採薬使記曰松菜多自生海濱之地一名濱松今人家作圃種之春月下種夏甚茂生圓茎及尺餘葉似松鍼里人摘茎葉煮之以為食用其味甘淡而脆美也秋月開五瓣小黄花々後結子形如鷄冠子後藤先生曰疑是當救荒本草所載鹹蓬也或曰本草綱目所載ノ邪蒿也余未詳

孰之故姑擧ニ俗名ヲ以備後考 木内政章先生所著未晩稿

救荒本草載ル所ノ青蒿細軟葉ニ似タルト云シ邪

蒿是ナリ鹹蓬ハ邪蒿ナリナト諸説紛々タル特

生ノ鹹蓬ハ如此形状タト相見ヘ候

邪蒿

下總相馬郡邊ノ松菜ハ五六尺ニ特生シテ枝ヲ

折ヿニ至ルト彼土人語リナリ邪蒿ニ似タリト

記セシ品ハ此種類ナルヘシ此品ニ海邊自然生

ノモノアリ人家圃ヲ作リテ蒔モノアリ二種ア

リト雖形状氣味ハ不異世上偏ク松菜ト呼フ物

ハ大方ハ是ヲ指スナリ

作州津山藩榛齋宇田川先生所著

遠西醫方名物考巻十一曰 此書凡三十六巻所引用蘭書總計二十四本

サルとハ塩の菜名く

鹸蓬監「サルアルカリ」羅「ワーダ」蘭

製法 鹻蓬 和名「ハママツナ」又「マツナ」ヲ取リ曝乾シ地ヲ穿テ溝ヲ造リ上ヲ挾クシ内ヲ濶クシ此草ヲ塡テ焼テ通紅トナルヲ候ヒ其溝ヲ蓋封ス是ニ由テ火氣耗散セス其灰ニ鹽氣多ク含蓄メ凝固シ冷レハ堅久メ石ノ如シ槌ニテ打碎キ取リ出スヘシ

○上品ハ乾固灰白ニメ青色若クハ赤色ヲ帯ヒ光澤アリ又黯色及ヒ白色ニメ大小齊シカラサ

蘭書ノ名
叔墨盧(ショメール)
○伍乙都(ウヲイツ)
○戻鄧局(レイテン)
○依百乙(イヘイ)

ル鍼眼窳點アリ手ニ取テ重ク打テ響アリ悪臭ナク舌ニ觸テ辛鹹滲透シ嚼テ聲アリ○是ヲ剥(ホツ)篤(ト)亞(ア)斯(ス)ニ比スレハ酸性ヲ含ムコ多クメ性綏(緩)ナリヨク芒晶ヲ結ヒ氣ニ觸レハ粉碎トナル

[主治] 是レ一種ノ亞兒加利鹽ニメ大抵剥(ホツ)篤(ト)亞(ア)斯(ス)ト同シ製煉術及ヒ精好ノ硝子ヲ造ルニ用フ○此鹽(塩)ヲ水ニ溶シ濾(コシ)テ火ニ上セ煮乾メ固鹽ト為セハ尤酷烈ニメ腐薬及ヒ打膿法ヲ施スニ用フ又衣服ノ脂垢(アカ)ヲ除クニ尤良(ヨシ)凡ソ亞兒(アル)加(カ)利(リ)鹽ハ硫氣アル者ヲ曰(ヨ)ク溶解スレハナリ○此鹽及剥篤亞斯ニ生石灰ヲ和スレハ其含メル所ノ酸性ヲ脫除メ極メテ酷烈ナル亞兒加利鹽トナル [叔伍][戻依]

以上四本ノ說ヲ用テ云

鹻蓬鹽晶 「キリスタルリ.ソータ」又「サル。イダ」又「ソーダ。テヒウラタ」羅「ソータ.キリスタルレン」又「ケソイフルデルヲストツフレイキロクソウト」又「ローグリウナヘコールシウレリタ」蘭

[製法] 鹻蓬鹽 適宜

右極細末トシ鉄壺ニ内レ水適宜ニ加ヘ煮ルコ良久フメ其鹽氣ヲ融解セシメ水減秏(耗)スレハ數加ヘ水氣ヲ蒸散メ稠厚ト為シ温ニ乗メ濾過シ

其液ヲ冷處ニ置ケハ晶ヲ結フ其晶ヲ取リ餘殘ノ液ヲ煮ルコト前法ノ如クシ芒ヲ結ハシム斯ノ如ク數回ノ其液終ニ芒ヲ結ハサルニ至リ其芒ヲ集メ硝子壜ニ入レ固封シ貯フ　囮蘭書拔大昈亞

又法

硼蓬盬　三北

水　十二北

北字昔蘭字拈躰私作者也榛齋先生譯書ノ簡便ニ所用ナリ本邦秤九十六匁ニ當ル蘭字ヲホントとすむ也

主治石淋ヲ治ス又蠲売ヘ子

右硼蓬盬ヲ坩ニ内レ火ニ上セ煆テ硫黄ノ蒸氣ヲ消スルニ至リ水ニ溶シ煮テ紙ニテ濾シ其渣ニ

チアヿ石鹸ヲ如ヘ九トシ毎日二戔或三戔マテ用ユ酸敗液ノ症尤良

又水六北ヲ和シ煮テ盡ク溶化セシメ右紙ニテ濾シ前ノ液ト合メ又濾過シ暫ク煮テ放冷シ芒ヲ結ヒシメ其餘ノ芒ヲ結バザル液モ亦煮テ前法ノ如ク結芒セシメ終ニ必モ芒ヲ結バザルニ至リ其芒ヲ取リ貯フ其餘ノ汁ハ煮乾シ白色ノ盬トナルニ至リ右ノ芒ト共ニ収メ貯ヘ用フ　囮蘭書亞

謨斯的爾達謨ノコナリ

囮蘭書叔墨盧ノコナリ

鹹蓬（マツナ） 救荒本草 草木育種曰沙眞土ニ宜シ春
彼岸ニ種ヲ蒔キ魚ノ洗汁ヲ澆テヨシ又海邉ニ
自ラ生スル濱松菜ハヒキクシテ地ニ延フ○岡（ヲカ）
水松（ミル）ハ又陸ヒシキトモ云形濱松名ニ似テ葉フ
トクシテ肥タリ實ヲ取リ沙ニ交セ置テ春沙共
ニ蒔植ヘシ煮テ菜トナシ又吸物ニ用テヨシト
アレハ此品ニ海邉自然生ト圃ニ蒔物ト二種ア
リ然トモ氣味形状ハ不異ナリ牡蠣菜廣大和本
草曰和名マツナ本出益州四時不凋葉似間荆梢
柔充食尤佳品近時菜鋪ニテ賣買ス百病ニ毒ナ

シ見塩亭縣志及南産志等ノ書
鹹蓬又鹻蓬ニ作リ候ハ字典曰鹹廣韻集韻韻
會胡讒切正韻胡嵒切音咸（中略）本草李時珍曰鹹音
咸者潤下之味音減者監生之名後人作鹼作鹻是
矣と記しる鹹と鹻と通し候事歟と奉存候前ニ擧
る所之諸書或ハ持生と為し或蔓ニ非をして地
ニ延ふとも記して一様ならに候名も松菜と呼
候者種々有之候事と相見へ惑乱仕候依而別ニ
那珂鹿島の海邉ニ而採候草一株相添奉指上候
此草ハ方言無之品ニ而候へとも形状救荒本草

上町向井町隣村ノ白川村金藏ト云者三四年前迄ハ庭ニ植テ在リシカ今ハ枯タリ本ハ下野守都宮板戸村ヨリ漂寓セシ者種ヲ持來リシヨシナリ金藏ハ岡ヒシキト呼コヲ知ル

下大野邑トル町坪彦八ト云者ノ北面ノ庭ニ植テ在リ冬ニ至リテモ盖ヲ覆ヘハ茎ハ口リハ不枯ト云草名ヲハ不知リキ

天保六年十月記 時純

ニ所圖醸蓬ニ似ども候様ニ奉存候此草もとや
時節過き候而枯き候處是非採候而奉入御覽度
數ヶ所経廻仕漸此一株枯残候と見當候事ニ御
座候去なうら時節送仕候故茎葉縮り松鍼の如
くならは候此品ニ而相當り候ハヽ實と採収め
所持仕候間来春蒔候様可仕と奉存候其節ハ奉
入御覽候様奉願上候オカヒジキハ奥羽邉ニテ
ハ所々ニ而蒔候由承及候間右之實と出羽の者
ニ見セ候而名と問候ヘハ是オカヒジキの實ト
無違由相答候誠管窺之諸説と書上候儀甚奉恐

入候御儀奉存候得共御尋被仰付候付形状と考
候為抄書（出）仕置候處有様奉書上候ニ御座候以上

鹿島潟かへさあさきとこのみの
みるりひあしはう猶しかゝ浦し
伊勢屋太左衛門

天保六年乙未晩秋　　岩田時純

別紙之通ニ而用人衆より達有之候間品有之候ハゝ去
ミゝ辰ハゝ而可為指出旨ハゝ相本四町目岩田左印衛門
ニ而達可有之候ニ付
為ゝ四九ノ便り日ニ為乃出之ニ相休ハ可有之
宿指出候ハ相成達可有之候

御方江

去ル四日ニ而指出候を私ゟ沢山有之候品ニ候ハ
載之前御出候ニ付此後又ゝ為指出候様相達ハ
可も指支無之候哉不承知候ニ付否申出ゝ乎

高倉助衛門

口上之覚

是迄私共ニ而採候而も指上候様ニ被仰付有之和
漢種類有合ニ付候而御家法別冊ニ書上候
通ニ八月ニ至候得ハ金剛ノ葉類ヲ取候而實
成候得ハ草ニ而存候得共只今ハ前文枯朽仕候ニ付
ニ而存候右根も有之採差上候根ニ仕候哉ニ
伺上候来年ニ至候而も於当箱根山ニ生候儀ハ無
覚束候ニ付右冬ニ至実も採取而相持参仕候ハ近
家ニ園成生来許候様仕候而御試候ニ而御座
候此段奉申上候以上

乙未九月

岩田太郎衛門

御町御役所様

オカミル
漢名鼉蓬　和名ハマヽツナ　ヲカミル
此モノ鎌倉七里濱河中ニ多クコレアリ御國
ニテハオカヒジキト申候
莱間小實アリマケハ直ニ生ス　アクナク毒
ナシ菜トシ食フベシ　松平権蔵説
江戸ニテ賣品ハ海素麺ト云ヨシ

マツナ物産志ニ出ツ人家作圃種之春月下種夏甚茂生圓茎及尺餘葉似松鍼里人摘茎葉煮之以為食用其味甘淡而脆美也秋月開五瓣小黄花々後結子形如鷄冠子後藤先生曰疑是當救荒本草所載鹹蓬也

救荒本草ノ鹹蓬ヲ蘭山氏マツナト訓ス然モヲカミルハマミツナノ名ナシ

又大和本草ニヤマミルト云アリ此ハ形状オカミルニ似ズ

湯岐國にふけ

陸奥乃白川郡湯岐の温泉世に聞えたる所にて
ありふうつのみちに僅に五里なりけれ
ば日をたゞのまにしてゆきつく山はけはしくし
ちとなくぬなりされど馬の乗物なともよくは
かりぬ途中のけしきを見ぬとにことなりける我か
らぬすゝきなどの雫にうるほひもしたもみぢ葉
のかきしきたるのみ清らちのなかにおち流く
谷川のきよく紀州の流れにすゝしき風を待てば
ゆくものいとくさし　ぬるゆにあまたひとこゝらなく

はるゝき寺に我すゝの花さかりなれ咲しんすり
城知りことを出る月に友ともなひきれしの
乃きし音に古きしの人ところ松かや乃時雨に
そよぬとえきかゆへ有人のことさ不ともひこ
ふしけのさうしにぞ不めけぞえあへぬ夢よや
みるうまこ先見るゝのきくものにつきゝ人の右
ときくさ出るすのことさらの松をまるすに温泉
わき出るゝ人の中まひをおさむそもし此所
のきこいとさるぬるに天文三年の夷月すき
人来りて播磨のそのこのこいひて名をいそ

さゆゑしこの人初て人にしらせてやまひをなをさ
むれは湯と喚りぬそのゝちかの翁の名と里の人
とゝして昇待るにわかしくちまちひろこその
笑れあへるにすむらしにそ此地へゆきかよん
しれは初ゟ人伝の霊神ちかにまちきかはひわ
かれは温泉としめし給ふにやそらにそ名もし
るしも世にはひろこりにけれそのゝちに薬師佛
八幡の霊神とをさめて社をきさてし 此所の
守とも立るみ弘治二年の春 備州 郡笑特に
郡とゆつりし人にあらひ給り　ちう右京

とゝろきのにおちかゝる社のうへとゝろおとしたれは
しるしか川湯のもとゝりたまふすたきみのさとに十紀ゐる
坂大森いふところといふ所のにゆつりぬをまへよう
このところに大森氏をうけし人もうかゆま
ひ弥しめくらに有て湯のあるしせよといひける
く名いあしてわかちあるいはあれともあらさる國
おしをは此湯のふたといはさしたん人をせて侍る
ゑをこゝにおりおほせて温泉はひとつの國より
おし有るのなれをし残さといとひちゝ地とも
よむかいかりて本からへし夫上に君としてかさ

なかしひかたしひと民をうけにしたに法として
は数をにきり婦くめらとたきいつけ不残やし
みないたはあるにやみ秋につゝふる人のゆふへふ
空と称にそへりこと紀城まりたゝえしおまと
もろく草きさなつて世のけさきけきやふそうや
またかのところまえていかうふるる宜たかう人やま
ひとうもの現在くはしふ走りのすといふ人もうたなく
くすりのあるしい各くてにも温泉おもくして不
とゝめらやすひとものかれしせめしあけたい
ひうさしこともに此湯のあるしのことたち病ふ

はなはしく妙なるは其しるしおほふに菊の花
を落とくみてよういとのふるうめしなきふし
もなし稀にみの人出湯にあいつ世にかくれなく
そしれおよひふききやまひどいやしなかく世
成るの人のめうをしらんやまたる幸にしたよ
ろこひしまいにとまゐらすれども出湯のよし
なしもなにものやまひみちるには湯の泡
のうてにかんこんいそのかゝゑ婦うきこゝて人の
ことをそのまゝ記し人にもおかしくあらん事を
初うひ寛永四年の初めがきに本の事多くある故世やのまゝ伝もまる事とをしまて
書付めり
湯代のんとく

一湯の氣味あまくしてうんとくれし
一修治は中風ちゝき傷寒風気すぐれ
病眼病上気の病下焦のひえ痔漏便下ぜん
そく寒血ふたゆんにしてまひさなえたひる
一疥癬はつ緒にもあひなしさあるひは耐し
まれものとうまつみをしとも大人小児男婦と
もにたよりし有妹更中風にはみのひよ
記茶湯にり出湯とすてゝいつきの湯ゝ中
風とおよえん他の湯乃及ふ所にあつし寸只
淋病たへりきふのことよろしつかしすりなら

にいつれも腫したるへつまりし事ましひあれハ人
も此湯にてよくきれを生しひ乃きるしあり
たりけるすと云へし

一瀧乃湯ハあらしおそろしといへともよくつき
眼病汲つてふたするとよし

一新瀧の湯もおなし瀧の後ふありて七尺計
先ハ湯の和らかなること努めては常如くたるに
めくりをなしたる後ほとなと覚ふ瀧あるて
人病ありて人先此湯にてよしこの瀧ハちか
く寛年乃来りしなく乃大守より新さ

少和らく似たり世話へつとこ

入湯指南

一上所湯瀧一ヶ所ニ一人七銭下所の湯と瀧
の湯とは一ヶ所ニ一人五銭つゝ也上所乃
湯をとゝめ其外諸共一へ出して入る湯ハ此
の銭まく代と名付て一廻りより二廻迄ニ
百銅之

一湯やとみなし一ヶ所ニ一人の木銭として十一
銭薪やうのものハいつれとせよとも湯のふ
朝夕食事の道具いろいろの物かて中より

かり用也
一湯も宝前へ祐尾一廻りにても一日にても
五度
一上涌といへるは湯の出口こそ下涌といふハ
上涌の湯をうつゝに板一まいを隔て
人々入込なり二つの瀧乃湯をも入ることゝ也
山中にして奇なるも湯ハ山の上より出る也
一へふ秋より冬ハさむし大かた二月初より
九月までよし夫よりも湯ハ寒く覚也
なる人だに四方こそ薬湯を出し湯つぼの中へ

銅壺をたてゝへいれ仏のことくまきて
うこきとも大寒のころ病気ありて去年の
冬より出来ぬそれよりして冬のさむきに
も湯ハ冷気ありて寒きことかへ中たし
湯屋との数
大森六右衛門
半兵衛　権十郎
仁右衛門
長右衛門　乙兵衛
長兵衛　五右衛門

沐 ち 夫

もとの　御様をあるごとたひ湯に入て世俗ふ
取ふ陣屋を借りしを世俗ふ今の　御様をふ以さ
りぬ古来つふ成ふしあてん人この中ちにあるふ
自由之府郡の方数多つねとこつ四川ふ座して
たも周めなのれとりも人のあそするしいやしき
くに陪工の方なとは尉的あるうもゆき様ふ大
も村の民をゝくま賃銭ふのことにあつすんしあそ
らくの中うりとあるも外の宿ふいたるとのにま
さりて家をこやしなふたすけあくなこりしす

彼ハ倣[illegible]

大森氏謂予曰本湯岐之記中仙道可寛文十年之
作其文可見也湯岐之壯觀湯之来由及其奇效詳
載之終則彼湯之妙於既濟之卦德其説雖善則善
草昧之里人三四顧而不能通曉請和書皆以昔
俗之辭予不能固辞終

明治十二年四月以小宮山綏介蔵本謄寫

對讀　高麗　環

川崎與十

修史館二等文料

日本政府圖書

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan